

**「臨時窓口（各区役所・支所内に設置）における個人市民税・府民税の申告等に伴う業務委託」
に関する公募型プロポーザルの質問及び回答について**

No.	質問	回答	回答日
1	昨年度の申告者以外の窓口対応件数を教えてください。 【仕様書 P3_6 業務内容(3)臨時窓口等におけるフロア整理等、前各号に付随する業務】	同時期における市民税・府民税申告の受付、確定申告の仮収受以外の件数は集計しておりません。 参考として、6月の納税通知書発送後に設置した臨時窓口において、他所属を案内した件数を記載します。 ○臨時窓口への来所者（14区・支所計） ：約4600人 ○うち、他所属等を案内した方：約680人	9月26日
2	各区役所・支所内に従事者の休憩場所・食事場所はあるか。 【仕様書 P1_4 履行場所(2)本業務に必要な設備】	各臨時窓口のバックヤード（執務室内）で休憩、食事をとっていただくことは可能です。 また、区役所・支所により状況が異なりますが、一部の区役所・支所においては、共用の休憩スペースをご利用いただける場合があります。	9月26日
3	従事者の通勤手段について、自転車・バイク等での通勤は可能か。 可能な場合、各区役所・支所の駐輪場の使用は可能か。 【仕様書 P1_4 履行場所】	各区役所・支所の駐輪場は使用できません。自転車・バイク等の交通用具を利用する場合は、ご自身で駐輪場等を確保していただく必要があります。	9月26日